

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第37号

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成26年亀山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準)</p> <p>第3条 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>当該申請に係る住宅が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域外にあること。</u></p> <p>(2) 亀山市景観条例（平成22年亀山</p>	<p>(居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準)</p> <p>第3条 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>建築しようとする住宅が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内に建築されるものでないこと。</u></p> <p>(2) 亀山市景観条例（平成22年亀山</p>

市条例第23号)第6条の規定による亀山市景観計画の区域内において当該申請に係る住宅が当該景観計画により届出を要する場合にあっては、景観形成基準に適合するものであること。

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定の区域において、当該申請に係る住宅が当該建築協定の建築物に関する基準に適合するものであること。

(4) 亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年亀山市条例第80号)に規定する伝統的建造物群保存地区において、当該申請に係る住宅の建築にかかる許可を要する場合にあっては同条例第5条の許可の基準に適合するものであること。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する認定基準)

第4条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。

(1) 当該申請に係る住宅が、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域の区域外にあること。

市条例第23号)第6条の規定による亀山市景観計画の区域内において建築しようとする住宅が当該景観計画により届出を要する場合にあっては、景観形成基準に適合するものであること。

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定の区域において、建築しようとする住宅が当該建築協定の建築物に関する基準に適合するものであること。

(4) 亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年亀山市条例第80号)に規定する伝統的建造物群保存地区において、建築しようとする住宅の建築にかかる許可を要する場合にあっては同条例第5条の許可の基準に適合するものであること。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する認定基準)

第4条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。

(1) 建築をしようとする住宅が、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域の区域外にあること。

(2) 当該申請に係る住宅が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外にあること。

(3) 当該申請に係る住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外にあること。

(市長が必要と認める図書)

第5条 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 当該申請に係る住宅又はその部分が、住宅型式性能認定を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該型式に係る住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。）の写し

(4) 当該申請に係る住宅又はその部分が、認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書の写し

[(5) 略]

(2) 建築をしようとする住宅が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の区域外にあること。

(3) 建築をしようとする住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域外にあること。

(市長が必要と認める図書)

第5条 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

[(1) 及び (2) 略]

(3) 建築をしようとする住宅又はその部分が、住宅型式性能認定を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該型式に係る住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。）の写し

(4) 建築をしようとする住宅又はその部分が、認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書の写し

[(5) 略]

(6) 法第5条第1項、第2項若しくは第5項から第7項までの規定による認定又は法第8条第1項若しくは法第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（様式第1号）

(7) 当該申請に係る住宅が、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認を要する場合にあつては、同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

(8) 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、工事履歴を記載した書類

(9) [略]

(10) [略]

[2 略]

(市長が不要と認める図書)

第6条 省令第2条第3項の市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第3号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認

(6) 法第5条第1項、第2項若しくは第5項の規定による認定又は法第8条第1項若しくは法第9条第1項若しくは第3項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書（様式第1号）

(7) 建築をしようとする住宅が、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認を要する場合にあつては、同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

[号を加える。]

(8) [略]

(9) [略]

[2 略]

(市長が不要と認める図書)

第6条 省令第2条第3項の市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第3号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認

定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は法第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

[(2) 略]

(取下げ届)

第7条 法第5条第1項から第7項まで、第8条第1項、第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請又は法第10条の規定に基づく承認の申請を行った者が、その処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第2号）の正本及び副本各1通を、市長に提出しなければならない。

（住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出）

第8条 法第11条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画等（法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画又は法第10条

定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

[(2) 略]

(取下げ届)

第7条 法第5条第1項から第5項まで、第8条第1項、第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請又は法第10条の規定に基づく承認の申請を行った者が、その処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第2号）の正本及び副本各1通を、市長に提出しなければならない。

（住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出）

第8条 法第11条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第14条第1項第2号に規定する認定長期優良住宅建築等計画（法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同

第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。)に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をするときは、取りやめ届(様式第3号)の正本及び副本各1通に認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第5条第1項から第7項まで、第8条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第10条 市長は、法第10条の規定に基づく承認の申請を承認しない場合は、認定長期優良住宅建築等計画等に係る地位の承継を承認しない旨の通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(改善命令)

第13条 法第10条第1項から第3項までの規定による改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画等に関する改善命令書(様式第9号)により行うものとする。

じ。)に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をするときは、取りやめ届(様式第3号)の正本及び副本各1通に認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第5条第1項から第5項まで、第8条第1項又は第9条第1項若しくは第3項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第10条 市長は、法第10条の規定に基づく承認の申請を承認しない場合は、認定長期優良住宅建築等計画に係る地位の承継を承認しない旨の通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(改善命令)

第13条 法第10条第1項から第3項までの規定による改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書(様式第9号)により行うものとする。

<p>(認定の取消し)</p> <p>第14条 法第14条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の取消しの通知は、同条第1項第1号又は第3号に該当する場合にあっては<u>認定長期優良住宅建築等計画等</u>の認定取消通知書(様式第10号)により、同項第2号に該当する場合にあっては取りやめの申出に基づく<u>認定長期優良住宅建築等計画等</u>の認定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>第14条 法第14条第2項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の取消しの通知は、同条第1項第1号又は第3号に該当する場合にあっては<u>認定長期優良住宅建築等計画</u>の認定取消通知書(様式第10号)により、同項第2号に該当する場合にあっては取りやめの申出に基づく<u>認定長期優良住宅建築等計画</u>の認定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第3号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

様式第4号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

様式第5号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

様式第9号から様式第11号までの規定中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に、「長期優良住宅建築等計画の認定番号」を「長期優良住宅建築等計画等の認定番号」に、「長期優良住宅建築等計画の認定年月日」を「長期優良住宅建築等計画等の認定年月日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている申請書に係る改正後の亀山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定の適用については、なお、従前の例による。